

請願文書表

令和5年第3回神奈川県議会定例会

令和5年9月25日

請願番号	5	受理年月日	5 . 9 . 2 1
件名	私学助成等について請願		
請願者		紹介議員	
横浜市神奈川区高島台7-5 神奈川県私立中学高等学校協会 理事長 工藤 誠一 外(1団体) 250人		高橋 栄一郎 中村 武人 近藤 大輔 谷口 かずふみ	
<p>請願の理由</p> <p>神奈川県は近代私学発祥の地であり、県下の私立中学校・中等教育学校・高等学校は、独自の伝統と校風を守り、建学の精神を現代に生かし、有為な人材の育成に努力し、本県教育の充実発展に貢献してまいりました。</p> <p>幸い、本県においては、私学に対し、知事をはじめとする県当局並びに県議会議員の皆様の深いご理解とご支援のもとに、私学助成の充実が図られてきました。</p> <p>さて、今日、私学経営はますます厳しい時代に入っております。とりわけ経常費補助金については、全国的に見ると未だ生徒一人当たりの単価は、高等学校(全日制)、中学校、中等教育学校ともに国の財政措置額を大幅に割り込み、全都道府県の中で最低の水準にあります。しかしながら、神奈川私学は県下後期中等教育の約三分の一という役割を担っていることから、県下教育を担当している責務の重大さを痛感し、県民に信頼される個性豊かで、特色・魅力ある学校づくりのため、一層努力する所存であります。</p> <p>つきましては、令和六年度私学助成に関し、下記の点に格段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。</p> <p>請願の内容</p> <p>令和六年度の経常費補助については、一層の増額をお願いしたい。</p>			

請願番号	6	受理年月日	5 . 9 . 2 1
件名	軽油引取税の課税免税措置の継続・恒久化に関する国への意見書の提出を求める 請願		
請願者		紹介議員	
横浜市神奈川区沢渡1-2 Jプロ高島台 サウスビル9階 神奈川県砕石工業組合 理事長 小嶋 大介 外(1団体) 1人		川崎 修平 京島 けいこ 小野寺 慎一郎	
<p>砕石場で使用される軽油に係る軽油引取税は、昭和31年に道路特定財源として創設時に課税免除の対象とされ、平成21年度から一般財源化された際も「骨材業界は社会基盤整備に重要な産業であるため、免税措置の撤廃による業界への影響が大きい」として3年間ごとの延長が認められ、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで課税免税措置が講じられているところです。</p> <p>砕石は災害復旧を含めた社会基盤整備に不可欠な基礎資材ですが、コロナ禍でも事業の継続が求められる業種として、砕石業各社は国民の安全安心に必要な社会基盤整備を維持するため鋭意努力しているところです。</p> <p>しかし、砕石の生産量は東日本大震災復興需要で一時的に増加したものの、コンクリート用・道路用の需要減少で依然として低迷しており、加えて製品価格の頭打ちで経営環境は一層厳しさを増しております。</p> <p>更に、近年の機械購入価格、電気料、燃料費・材料価格等のコスト上昇分の価格転嫁も難しく、軽油に係る課税免除措置の存在価値は非常に大きなものであります。</p> <p>このため、仮に課税免税措置が廃止された場合には、コストアップ分を自ら負担せざるを得ず、砕石業界への影響は極めて甚大なものがあります。</p> <p>今後も、社会基盤整備に必要な優良骨材を安定的に供給していくために、産業支援等の観点から、砕石場で使用される軽油に係る軽油引取税の課税免税措置を継続・恒久化されるよう国に対して求める旨、貴県議会において採択いただき、意見書を国へ提出されたく請願する。</p>			

請願番号	7	受理年月日	5 . 9 . 2 1
件名	漁業用軽油の軽油引取税の免税措置の継続・恒久化に関する国への意見書の提出を求める請願		
請願者		紹介議員	
横浜市金沢区富岡東2丁目1番22号 神奈川県漁業協同組合連合会 代表理事会長 高橋 征人		川崎 修平 京島 けいこ 小野寺 慎一郎	
<p>1 請願の要旨</p> <p>漁業において軽油は大変重要な生産資材であり、経費に占める燃油コストが極めて高いことから、漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置の継続及び恒久化の措置を国に対して求める旨、貴議会において採択いただき、意見書を国へ提出されたく、請願します。</p> <p>2 請願の理由</p> <p>本県漁業は県民に対する安全・安心な水産物の安定供給の役割を担っており、その生産基盤である漁業者の経営を安定させることが重要です。しかし、燃油価格の高騰等、本県の漁業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。</p> <p>軽油は、沿岸漁業の操業に不可欠なエネルギー源ですが、漁業はコストに占める軽油代の割合が極めて高く、漁業経営を圧迫しております。漁業者は省エネ操業に取り組むなどの努力をしていますが、事態は我々漁業者の努力の範ちゅうを超えています。</p> <p>漁業用軽油は、令和6年3月末まで時限的に免税措置が講じられていますが、燃油価格の負担が漁業者を更に廃業へ追い込むこととなりますので、漁業者の経営が安定するよう、免税措置の継続と恒久化を求めます。</p>			

請願番号	8	受理年月日	5 . 9 . 2 1
件名	黒岩祐治知事の辞職勧告の議決を求める請願		
請願者		紹介議員	
横浜市港北区綱島東5-22-22 倉田 謙 外12人		井坂 新哉 大山 奈々子 木佐木 忠晶	
<p>1 請願の要旨 黒岩祐治知事に対して速やかに辞職するよう勧告する議決を行うこと。</p> <p>2 請願の理由</p> <p>(1) 黒岩氏はニュースキャスターから知事に転身する際に、不倫関係を隠しながら、立候補し知事に就任しています。仮に、ニュースキャスター時代に文春砲（週刊文春2023年4月13日号、4月6日発売、記事を添付）が炸裂していたら、番組を降板させられているはずで</p> <p>(2) 先般の知事選において黒岩知事は、約193万票を得ていると擁護する意見もありますが、今回のスキャンダルが明るみに出たのは選挙間際であり、また週刊文春の記事を実際に読み、知事の常軌を逸した性癖を把握している有権者は非常に少なかったと考えられます。同記事を受けて知事は「知事になってからは、天地神明に誓って不倫はしていない。」と釈明しています。しかし、週刊文春2023年4月20日号は、それが真っ赤な嘘であると暴露しました。これが真実ならば、選挙民を欺いていることになり、選挙で信任を得たとは、とてもいえない状況です。</p> <p>(3) 例えば教師が週刊文春の記事にあるように、女性に毎回2万円を支払い、アダルトビデオなどを用いて女性蔑視、破廉恥な行為を行っていることが露見し、本人も認めているならば、教育長は教師不適格として懲戒処分するでしょう。 品性に欠ける黒岩知事は、子女の教育を教師に託す父母の皆様、また教師の皆様、そして全県民に対し、県の教育行政にも関わる知事職として、もはや教育を語る資格がないことは明白です。</p> <p>(4) このような黒岩知事が、3期の長期に渡り知事職に留まっていることは、まさに県民を侮っていることとなります。 さらに、知事には職を汚している自覚もなく、今後も引き続き知事として県政を担う資格はありません。かかる知事を居座らせている県議会および県民もまた外部に恥をさらしていることとなります。 民主的で健全な県政を求める県民の強い思い（辞職要求）と県議会基本条例の精神を真摯に尊重するのであれば、知事に辞職を勧告するのは必然です。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			

請願番号	9	受理年月日	5 . 9 . 2 1
件名	会派及び議員が保存すべき証拠書類等の写しを議長提出とし公開の対象とするよう「政務活動費の指針」の見直しを求める請願		
請願者		紹介議員	
藤沢市湘南台6-12-14 渡邊 誠 外59人		井坂 新哉 大山 奈々子 木佐木 忠晶	
<p>【請願趣旨】 政務活動費の支出伝票に関して会派及び議員が保存(原則5年)すべき証拠書類の写しを議長提出とし公開の対象とするよう、「政務活動費の指針」で保存すべきとしている書類の見直しを求めます。</p> <p>【請願理由】 現在の「政務活動費の指針」では証拠書類ではあるがその扱いについて会派及び議員保存として公開が義務づけられていない書類があります。(下記参照) これらの証拠書類については県民が会派や議員に直接閲覧を要求しても応じてもらえず、知る権利が十分保証されているとはいえないと思います。 そこで会派及び議員が保存している証拠書類も議長に提出するものとし、公開対象として閲覧できるように「政務活動費の指針」の見直しを求めます。</p> <p>①クレジットカード会社が発行する利用明細書 ②宿泊を伴う調査研究・研修会・講演会の報告書 ③業者委託した調査研究の成果物 ④業者委託して作成した研修・会議の資料等の成果物 ⑤業者委託した広報広聴用の印刷物 ⑥会合等の案内状 ⑦1万円を超え購入し業者委託したはがきの写し ⑧事務費の備品管理票 ⑨職員雇用台帳及び政務活動補助職員出勤記録表 ⑩事務所賃貸借契約書</p>			

請願番号	10	受理年月日	5.9.21
件名	会派及び議員は政務活動費の公開にあたって公私の区別を明確にした銀行口座を作るなど、県民に分かりやすい証拠書類にして議長に提出するよう「政務活動費の指針」の見直しを求める請願		
請願者		紹介議員	
藤沢市湘南台6-12-14 渡邊 誠 外58人		井坂 新哉 大山 奈々子 木佐木 忠晶	
<p>【請願趣旨】 会派及び議員は政務活動費を政務活動専用の銀行口座から支出することで公私を明確に区別し、県民にとって閲覧しやすく、個人情報を守る職員の作業の負担を削減し、添付する証拠書類の枚数削減となる等の改善が考えられるので現行の「政務活動費の指針」を見直してください。</p> <p>【請願理由】 「政務活動費の指針」では1件につき10万円を超える支出は原則カードとされ、カード決済が完了していることを証する書類として引き落としが行われた預金通帳の写しを証拠書類として添付する事とされています。 しかしながら、現在証拠書類として使用されている預金通帳の多くは議員の私的通帳で、公私兼用として扱われているので議員の個人情報が大量に併記されています。 そのため公開にあたって大量の黒塗りされた通帳の中から数行の証拠箇所を確認するようになっています。これは県民にとって煩雑であるだけでなく、個人情報保護の作業にあたる県職員に余分な負担を負わせていると思われます。 更に神奈川県の出支伝票の開示枚数が他県の1～2万枚と比べ4万4千枚と依然として突出して多い現状やポイントの問題等を改善する上からも、カード決済について「政務活動費の指針」の見直しを求めます。</p>			